

1 目的

島根県人事委員会情報セキュリティポリシーは、人事委員会が取り扱う情報資産のうち、島根県が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本規程の各種用語の定義は次のとおり。

(1) 島根県情報セキュリティポリシー

島根県が策定する情報セキュリティポリシー(以下「知事部局ポリシー」という。)のことをいう。

(2) 情報資産

知事部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは人事委員会事務局で配備した会議用端末及び端末閲覧用の配信データを対象とする。

3 情報セキュリティ基本方針

人事委員会の情報セキュリティ対策等に関し本規程に定めのない事項については、原則、知事部局ポリシーの各規定を準用(「第2章 1 管理体制」を除く。)する。

4 情報セキュリティの管理体制

(1) 事務局長

局内業務全般の情報セキュリティ管理の総括

(2) 企画課長

情報資産に関する情報セキュリティに関する局内遵守状況等の管理(人事委員含む)

(3) 課長補佐

係が所管する情報資産のセキュリティ担当者

5 情報資産の取扱い

情報資産の取扱いについては、事務局長が別に定める手順により処理する。

6 その他

上記事項に定めがない事項については、都度、知事部局ポリシーに準じ事務局長が決定する。